

熱中症対策ガイドライン

令和6年6月
長久手市立北小学校

1 基本的な考え方

- (1) 昨今の気温変化や熱中症の発生状況等を踏まえて、児童の健康被害を防ぐことを最優先とした対応をとる。
- (2) 熱中症事故防止への対応について、暑さ指数（WBGT）などを活用して熱中症の危険性を適切に判断し、学校全体で情報共有を図る。
- (3) 熱中症事故防止への対応について、児童、保護者、教職員に適切な情報提供をし、熱中症事故防止に努める。
- (4) 教職員の健康管理に留意し、安心して安全な状況下で児童の指導にあたるように配慮する。

2 各種活動実施における判断について

- (1) 前日17時及び当日5時に発表される、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）、前日14時に発表される熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）を確認し、翌日（当日）の活動実施について検討する。
- (2) 暑さ指数（WBGT）が31以上の場合、原則運動を中止とする。
- (3) 暑さ指数（WBGT）が28～30の場合、激しい運動を中止とする。ただし、活動内容によっては、児童の様子を見ながら慎重に行う。10～20分おきに休息を設定し、確実に水分補給をさせる。
- (4) (1)～(3)に示す情報や指数、また計画する教育活動の実施にとらわれることなく、児童および教職員の様子を観察のうえ、躊躇せず活動中止の判断をする。

3 具体的な対策について

- (1) 暑さ指数（WBGT）を校内に明示したり、校内放送で伝えたりするなどして、熱中症の危険および予防について、児童、教職員に注意喚起・啓発する。
- (2) 休業日明けや暑さや運動等に体が慣れていない時期は、暑熱順化の期間を設けるなど、無理のない活動を計画する。
- (3) 登下校においては、日傘やネッククーラー（リングタイプ・冷感タオル）などの利用などの熱中症対策を推奨するとともに、複数での下校を呼びかけるなど、安全配慮に努める。
- (4) 活動開始前、終了後には健康観察を行うとともに、活動中の児童の様子を観察し、一人一人の健康状態の把握に努める。
- (5) 活動中は、児童に対して適切な休息、こまめな水分補給の指示を出すとともに、体調のすぐれない児童にはエアコンの効いた部屋や保健室で休息をさせる。
- (6) 教職員向けの救命救急講習を行い、実際の対応ができるようにする。

4 保護者への周知・連絡

- (1) 熱中症対策について、各種通信、メール、ホームページなどを活用して保護者に具体的に周知をする（朝食の摂取、日傘やネッククーラーの利用、スポーツドリンクや塩分タブレットの持参、服装の工夫等）。
- (2) 児童が体調不良を訴え、熱中症の疑いが見られる場合は、状況を保護者に連絡し、場合によっては迎えをお願いする。